

# 労働尊重社会に向かった 労働憲法の改正方向

キム・ソンス（法務法人「市民」弁護士）

2016年10月に始まり、憲法裁判所の大統領弾劾決定(2017年3月10日)、選挙による政権交替(2017年5月9日)に続いて、現在も進行中のロウソク市民革命は、我が国の憲政史はもちろん、世界的にも類例を見ない民主主義の新しい歴史を記録している事件である。100万人を越える市民が広場に集まってロウソク集会をしたのに、不祥事一つなく、平和的に行われた。憲法の手順に従って政権交替を行ったに過ぎず、『革命』とは呼べないという見方もあるが、改憲と社会全般に対する改革の制度化によって完成されれば、新しい類型の平和的な革命だと言っても問題はないだろう。『ロウソク市民革命』と命名するのは、このような希望と期待を反映したものであり、途中で失敗するようなことがあってはならないという意志を確認することでもある。

## ロウソク市民革命の完成としての改憲

1948年に憲法が制定されて以降、9回の改憲があった。このうち国民の闘いによって達成された改憲は、4・19革命と6月抗争以後の改憲だけである。あとの6回の改憲は、執権者が政権を維持したり、クーデター勢力が権力の強奪を正当化するために、権力構造の改編を中心に改憲したものである。1987年6月抗争の後の第9次改憲で『87年体制』が成立してから、30年以上が過ぎた。今回の第10次改憲は、1987年憲法の限界と問題点を解消し、ロウソク市民革命を制度的に完成するものでなければならない。内容の面でそうであるだけでなく、手続きの面でも、徹底して国民中心の、国民と疎通する中での、国と社会の長期的な発展展望の上で成されなければならない。

基本権は国家の存在理由であると同時に目的であり、基本権条項は憲法のコアである。ロウソク市民革命の完成としての第10次改憲は、社会の変化を反映し、国際的な基準にも符合するように基本権を拡大し、強化しなければならない。具体的な内容としては、①時代状況に合った新しい基本権の積極的な保障(生命権と死刑禁止、身体と精神の正常性に関する権

利、危険からの安全権、難民保護と亡命権、自由に行動する権利、私生活の自由、思想の自由、信仰の自由、職業選択の自由、情報基本権、表現の自由、適法で公正な行政要求権など)、②固執的でかつ拡大している不平等の解消のための平等権の強化(差別禁止理由の拡大、国家の積極的な差別是正義務)と、少数者の権利(性平等、児童・老人・障がい者の権利など)の保障、③両極化と脆弱階層の問題を解決し、すべての社会構成員に幸せな社会を作るために、社会権を実効性があるように保障(人間らしい生活をする権利、社会保障を受ける権利、健康権と医療保健サービスを受ける権利、住居権、文化生活を享受する権利、消費者の権利などの新設、一生学習権と労働権の強化)、④未来世代に対する責任を負い、人間と自然の持続可能な発展の指向(環境権の強化、すべての生命体の尊重)、⑤司法手続き的な権利の面での権威主義な残滓の清算と、国民の・国民による・国民のための司法の実現(検事の令状申請権の独占廃止、軍人などの国家賠償例外条項の削除、民間人の軍事裁判禁止と平時軍事裁判所の廃止、国民参加裁判の違憲性解消など)、⑥直接民主主義の要素(法律案と憲法改正案の国民発案、国民投票、国民リコールなど)の大幅な導入、などを挙げることができる。

### 『労働尊重』価値の明示と呼称の正常化

今回の改憲で『労働憲法』が議題として浮上した。ロウソク市民革命に参加した国民の絶対多数が労働者であるから、ロウソク市民革命の完成としての改憲が、労働者の権利を向上するものにならなければならないというのは当然である。

労働憲法とは、労働者の権利と生き方に影響を与える憲法条項をひっくるめて言う。現行憲法の基本権の章に規定された働く権利(現行憲法上の用語は『勤労の権利』)に関する第32条と労働三権に関する第33条が代表的だ。この二つの条項を『狭義の労働憲法』と言うことができる。その他に、平等権、安全権、社会権、参審制労働法院の導入根拠条項、経済条項、直接民主制なども、労働者の生き方に直接的な影響があるので、これらまで含んで『広義の労働憲法』とすることができる。

1987年憲法は労働尊重の観点が不足しており、これによって韓国社会には依然として労働に対する無関心と排除、更には敵対的な雰囲気は弘まっている。労働者の存在なくして、この世の存立と維持は不可能だ。私たちの社会を『共に生きる共同体』にするためには、私たちの社会で絶対多数を占め、すべての財貨とサービスの直接生産者である労働者が、人間の尊厳と価値を認められ、社会の構成員としての正当な待遇を受けなければならない。

持続可能な地球のために、環境と生態保護も憲法的な価値として受け容れなければならない

ない段階に達した。私たちの社会の根幹をなす労働に対する尊重は、社会の維持のための基本的な出発点だ。労働尊重は労働の商品化、人間の非人間化を克服し、労働者を人格を持った人間として待遇することを意味する。社会に、非人間化された領域が一部でも残っているなら、その社会は全体的に健全でなく、構成員全体は不幸である。フィラデルフィア宣言はこのような連帯の原理を「貧困に苦しめられる地域が1ヶ所でもある場合、すべての地域の繁栄は脅かされる。」と表現した。労働尊重の価値を憲法の前文に明示しなければならない。同時に『勤労の義務』条項は、共同体の維持のための道徳的な義務として認める余地はあるかも知れないが、これを国民の憲法上の義務として強制するのは、全体主義の社会ではともかくとして、個人の自由を尊重する民主主義社会では望ましくないものとして削除しなければならない。

現在の法律上に『勤労』と『労働』という用語が混用され、混乱が惹き起されている。制憲憲法で、労働という用語の代わりに勤労という用語が使われたのは、日帝の強制占領期間に、労働運動が社会主義運動と関連し、解放後に左翼勢力が労働という用語を使用したために、代替用語として勤労を使うようになったことにその根源がある、というのが一般的な説明だ。しかし事前的な意味であれ歴史的な意味であれ、また社会現実的な側面でも、『労働』『労働者』が適切な用語であるので、これを憲法上の用語として使うというのは当然だ。このような呼称の変更は、労働に対する社会の認識を改善する出発点になるだろう。雇用が多様化し、古典的な意味での労働が弱まっていきつつある現時点で、多様な形態で働く人々の権利を保障するという未来指向的な観点から、『労働の権利』の代わりに『働く権利』という用語を使う。働く権利は国籍に関係なく、すべての人の権利であるので、その主体を『国民』から『人』で拡大する。大統領発議の改憲案は用語を『労働』『働く権利』に変更する内容を反映した。

### 非正規職問題と労働者の参加権

87年憲法は、当時は深刻に浮上していなかった問題である非正規職に対する対策が今一つだ。非正規職の問題は、1996年末の経済危機以後に深刻な社会問題として浮上した。非正規職の増大は両極化の深刻化に繋がり、非正規職は私たちの社会の脆弱階層を形成した。非正規職に対する露骨な差別待遇は、人間としての尊厳を踏みにじる人権問題でもある。非正規職問題は社会統合の重大な脅威の要因になり、労働所得の減少に伴う有効需要の絶対的な不足によって、成長の足枷になっているのが実情だ。あらゆる選挙の度ごとに、多

くの候補と政党が非正規職問題の解決を公約として掲げたが、問題の深刻性は少しも改善されてはいない。第10次改憲は、非正規職問題を解決するための対策を必ず含まなければならない。具体的には国家の雇用安定政策施行の義務、同一価値労働・同一賃金原則、正当な理由のない解雇から保護される権利、直接雇用と無期雇用の原則、平等権の条項に差別禁止理由の一つとして『雇用形態』を明示する、などの方案がある。大統領発議の改憲案は、国家の雇用安定政策施行の義務と、同一価値労働・同一賃金支給の努力義務しか反映していない。

87年憲法は、産業現場で、労働者が自らの生き方と労働条件を決める場に参加する権利の保障が不十分だ。自身に関する事項を決める場に参加することは、民主市民と自主的な人間の本質的な要件だ。結果も重要だが、過程に参加すること自体がより重要だ。使用者が一方向的に作成した就業規則に法規範的な効力を認めることは、立法例がないだけでなく、労働者を自主的な人間と思わないということだ。第10次改憲では、労働者が自身に関連した事項を決める過程に参加する権利を保障しなければならない。具体的には、個別的な労働関係の段階では、労使が同等な立場で労働条件を共同決定する原則を明示し、集団的な労働関係の段階では、労働者の代表を通して事業運営に参加する権利を明示する方案がある。大統領発議の改憲案は、労働条件の労使対等決定の原則しか反映していない。

#### 国際労働基準に符合する労働三権の保障

87年憲法は、労働三権の保障を法律や判例に任せるのではなく、憲法に明示した点、団結権だけでなく、団体交渉権と団体行動権も明文で保障している点は肯定的に評価できるが、労働三権の保障レベルは、国際労働基準に照らしてみる時、顕著に劣悪だ。労働三権の条項のうち、目的を『勤労条件の向上のために』と制限する部分、『軍人と警察だけ』でなく、すべての公務員の労働三権を制限できるように規定した部分、主要な防衛産業関連企業に従事する労働者の団体行動権を制限できるとする条項を置いたことは、ILO第87号協約に到達していない。これによって大韓民国は、国際社会で労働後進国と評価されており、毎年、国連とILOなどの国際機構から、労働権への弾圧に対する指摘と改善勧告を受けているのが実情だ。

第10次改憲では、労働権を国際労働基準に符合するように改正しなければならない。具体的には、労働三権をそれぞれ別途の項で規定し、団結の自由を制限なく保障し、団体行動権の目的を『経済的・職業的な利益に関する主張を貫徹するため』に拡大し、現役の軍

人と警察公務員に限ってのみ団体行動権を制限できるようにし、主な防衛事業体に従事する労働者の団体行動権の制限規定を削除しなければならない。大統領発議の改憲は、団体行動権の目的を『労働条件の改善とその権益の保護のため』に拡大し、公務員の労働三権に対しては『現役軍人など、法律に定める公務員』に明確に限定した。

現行憲法は、女性の労働と年少者の労働は特別な保護を受けると規定している。このような態度は、女性の労働と年少者の労働を、特別な配慮や保護が必要な不完全な対象と規定することによって、却って差別の名分を提供するようになる。女性の労働と年少者の労働は、特別な保護という観点から抜け出して、積極的に権利を保障する形態に転換しなければならない。女性の労働は性平等を保障する形態で、年少者の労働は児童の権利を保障する形態で、規定しなければならない。性平等条項では、雇用、労働、福祉、財政など、すべての領域で性平等保障の義務、選出職・任命職の公職への進出においての男女の同等な参加促進と、職業的・社会的な地位に同等に接近する機会保障の国家の義務を明示する。児童は成人と同じように独立した人格として尊重され、自由な意思表示と決定に参加する権利を持った主体であるから、『国連児童権利協約』の基本原則と権利に準拠して、差別を受けない権利、国家と社会共同体の「見守り」を受ける権利、暴力と搾取から保護される権利、などを明示する。大統領発議の改憲案は、国家の女性労働保護政策の施行義務を規定し、年少者の労働の特別保護条項を維持して、子供と青少年の権利を別途の条項で保障した。

### 労働者の生き方に関する条項

仕事と生活の両立を保障するために「国家はすべての人が仕事と生活をバランスをとって営めるように、政策を実施する義務を負う。」という規定を憲法に明示する。仕事と両立しなければならない生活領域は家庭生活に限定されないので、『仕事と家庭生活』の両立ではなく『仕事と生活』の両立を規定する。大統領発議の改憲案はこれを反映した。

危険からの安全権は、頻繁な自然的な災難と社会的な災難など、危険社会の到来によってその重要性がより一層高くなり、特に大規模・重大産業災害で多くの労働者が生命を失っており、労働者にとっても重要な意味を持つので、これを明示する。

すべての社会構成員の、人間として尊厳と価値および幸福追及権を具体的に保障するために、『人間らしい生活をする権利』を、社会権の基礎を構成する権利として保障し、これを実質化するために社会保障を受ける権利、健康権と保健医療サービスを受ける権利、

快適な住居生活をする権利、文化生活を享受する権利を明示する。社会構成員は、一次的には労働権を通じて正常な社会生活を維持し、労働権で保障できない領域に関しては、国家と共同体が、人間らしい生活をする最小限の条件を保障しなければならない。

労働法体系の完成と履行力の向上のためには、労働裁判所の導入が必要だ。労働裁判所は、専門性と民主性の観点から参審制が妥当だ。陪審制または参審制などの国民の司法参加は、官僚裁判官による独占的な裁判権を牽制し、司法の民主化を達成するものとして、世界的にも普遍的に採択されている制度だ。現行憲法上、裁判権が『裁判官』に独占されていることで誤解される素地があるので、陪審制と参審制など、国民参加の裁判制度の違憲論議の素地を解消しなければならない。大統領発議の改憲案は、『裁判所による裁判を受ける権利』に改正して、これを反映した。

労働権の強化は、経済民主化と同時にされる時に完全に実を結ぶことができるので、経済条項を改正する。第9次改正憲法は、経済秩序の基本に『個人の経済上の自由と創意』の外に『企業の自由と創意』を明示して、『企業』を憲法上の地位に引き上げ、国家の規制の目標として『社会正義の実現』を削除した代わりに、『国民経済の成長』を提示した。

『社会正義の実現』という用語が<sup>チヨンドッフアン</sup>全斗煥によって濫用され、本来の意味が色褪せたが、両極化が深刻している現時点では、大切な価値であることに違いないので、これを回復する必要がある。市場の支配と経済力の集中と濫用の被害者に、集団的、懲罰的な司法救済手段を保障する根拠、経済主体間の共生と協力条項、土地公概念(訳註：土地の公的財産としての性質を認め、土地の私有財産権による利益の獲得を適切に制限しなければならないという考えや主張)に関する根拠を用意する。大統領発議の改憲案は、経済民主化条項に『共生』を追加して、土地公共概念の内容を明示した。

ロウソク市民革命は、代議制民主主義の限界を、国民が直接行動に立ち上がって克服したと評価することができるが、第10次改憲が、ロウソク市民革命の完成として位置付けられるためには、直接民主主義の制度を導入しなければならない。具体的には、法律案の国民発案、憲法改正案の国民発案、大統領と国会議員など選出職公務員に対する国民のリコール、重要政策に対する国民投票への付議、などを導入しなければならない。直接民主主義の制度が導入されれば、労働者も国民の構成員として、労働関連の立法と重要政策に対して発案し、国民投票で決め、労働憲法の改正案も発議して国民投票で決められる。残念ながら大統領発議の改憲案は、法律案の発案と国会議員のリコールだけを認めて、憲法改正案の発案を認めなかった。

## 左派・社会主義改憲案という批判の不当性

労働権強化改憲案に対して、市場経済を否定する左派的・社会主義的な改憲案だという批判が提起されている。しかし労働権強化改憲案は市場経済を否定していない。市場の失敗を克服するために、政府が積極的な役割をするのは、修正資本主義の先進福祉国家では一般的な現象だ。労働三権は資本主義を前提として認められるもので、社会主義憲法では認められない。社会主義の憲法は労働の義務を強調するが、代表的に朝鮮民主主義人民共和国憲法は第 83 条で「労働は公民の神聖な義務であり荣誉である。公民は労働に自覚的に、誠実に参加して、労働規律と労働時間を厳格に守らなければならない。」と規定して、労働の義務を強調した。働く権利と労働三権を強化し、『勤労の義務』条項を削除する改憲案は社会主義とは関係なく、これに対して左偏向だとか社会主義的だと決め付けるのは「アカ」論争による攻勢に過ぎない。

ロウソク市民革命の完成としての改憲という観点から見れば、基本権の拡充と強化はその出発点だ。特に、労働権強化のための労働憲法の改正は、我が社会の正常化の最小限の条件だ。労働憲法が望ましい方向で改正されることを願う。